

三重県地域医療対策協議会 医師専門研修部会運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、三重県地域医療対策協議会運営要綱第 6 条の規定に基づき設置された医師専門研修部会（以下「専門研修部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 専門研修部会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- （1）日本専門医機構等に対する専門研修に対する意見聴取に関すること
- （2）キャリア形成プログラムに関すること
- （3）その他必要な事項

（組織）

第 3 条 専門研修部会は、地域医療対策協議会会長が指名した者を委員として組織する。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

（部会長）

第 4 条 専門研修部会に部会長 1 名、副部会長 1 名をそれぞれ置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。

（会議）

第 5 条 専門研修部会は部会長が招集し、その議長となる。

- 2 専門研修部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門研修部会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門研修部会が決定した事項について、その内容を三重県地域医療対策協議会に報告又は提案する。

(事務局)

第7条 専門研修部会の事務局は、三重県医療保健部に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門研修部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

三重県地域医療対策協議会 医師専門研修部会 部会員案

| No | 役職 | 委員名 | 出身団体等名称・役職 | 備考 |
|----|-----|-------|-------------------|---------------------------------------|
| 1 | 部会員 | 諸岡 芳人 | 三重県病院協会 副理事長 | 済生会松阪総合病院 院長 |
| 2 | 部会員 | 藤井英太郎 | 名張市立病院 院長 | |
| 3 | 部会員 | 須崎 真 | 紀南病院 院長 | |
| 4 | 部会員 | 楠田 司 | 三重県病院協会 理事 | 伊勢赤十字病院 院長 |
| 5 | 部会員 | 二井 栄 | 三重県医師会 副会長 | |
| 6 | 部会員 | 坂倉 健二 | 三重県医師会 理事 | |
| 7 | 部会員 | 湊藤 啓広 | 三重大学大学院医学系研究科 教授 | 運動器外科・腫瘍集学治療学 三重県地域医療支援センターコーディネータ |
| 8 | 部会員 | 岡本 隆二 | 三重大学医学部附属病院 講師 | 循環器内科 三重県地域医療支援センター専任医師 |
| 9 | 部会員 | 島田 晃秀 | 三重県医療保健部 地域医療推進課長 | |